

合志市指定地域密着型サービス事業者等指導監査要綱の一部改正について

厚生労働省による「介護保険施設等の指導監督について（通知）」により「介護保険施設等指導指針」及び「介護保険施設等監査指針」が定められたことに基づき、標記要綱を改正する必要があり下記のとおり改正した。

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 1 施行日 | 令和5年6月8日 |
| 2 改正内容 | オンラインによる実施方法の追記及び「実地指導」を「運営指導」に名称変更 |

【主な改正箇所】

○第5条（指導の実施形態）関係

(1) 「集団指導」

「一定の場所に集めて講習会等の方法」により実施することとされていたが、「オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。）の活用による動画の配信等（以下、「オンライン等」という。）による実施が追記されたため。

(2) 「運営指導」

「実地指導」という名称で、施設等に出向いて実地に行うこととされていたが、「運営指導」と名称が改正され、原則として実地で行うことへ変更されたため。（これに伴い他の条文や様式中の「実地指導」についても「運営指導」に改正。）

○第7条（指導対象の選定）関係

第1項ア一般指導（ア）

「毎年度、国の示す指導重点事項に基づき選定したサービス事業者等」とされていたが、国による指導重点事項が示されなくなったため、「毎年度、計画的に実施できるよう、実施頻度や個別事由を勘案して選定したサービス事業者」に改正。

○高齢者の虐待（人格尊重義務違反）の追記

第11条（監査の目的）、第13条（監査対象の選定）、第15条（監査後の措置等）に高齢者の虐待（人格尊重義務違反）を追記。

○その他 文章の整理、字句の訂正等

○合志市指定地域密着型サービス事業者等指導監査要綱

平成20年1月31日告示第3号

改正

平成30年7月27日告示第18号

令和5年2月6日告示第4号

令和5年6月8日告示第52号

合志市指定地域密着型サービス事業者等指導監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17及び第115条の27の規定に基づき、保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス若しくは介護予防支援を担当する者若しくは保険給付に係る法第45条第8項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（以下「介護サービス事業者等」という。）に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導及び監査について必要な事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図り、利用者保護を図ることとする。

(指導及び監査の所管課)

第2条 指導及び監査については、高齢者支援課が所管する。

(指導の目的)

第3条 指導は、介護サービス事業者等に対し、厚生労働省が介護サービスごとに定める人員、設備及び運営に関する基準、サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の法令及び通知に定める介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について、その内容を周知徹底させることを目的とする。

(指導計画)

第4条 指導は、各年度当初に作成する指導計画に基づき実施する。

2 前項の指導計画は、種別ごとに、様式第1号により次の事項について作成する。

(1) 当該年度の指導方針

(2) 指導対象となるサービス事業者等

(3) 重点指導項目その他指導の実施に関し必要な事項
(指導の実施形態)

- 第5条 指導の実施形態は、集団指導及び運営指導とし、実施方法は次のとおりとする。
- (1) 集団指導 指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習会等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。
 - (2) 運営指導 次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等において、原則、実地に行う。
 - ア 一般指導 市が単独で行う。
 - イ 合同指導 厚生労働省、熊本県（以下「県」という。）及び市が合同で行う。
- (指導体制)

第6条 指導は、原則2人以上の職員により行うものとし、うち1人以上は、主幹（相当職を含む。）級以上の職にある者とする。

(指導対象の選定)

- 第7条 指導は、市が指定を行ったすべてのサービス事業者等を対象とし、指導形態に応じて、次の基準により対象の選定を行う。
- (1) 集団指導 市が指定したサービス事業者等（市外の事業所を除く。）を対象として行う。
 - (2) 運営指導
 - ア 一般指導
 - (ア) 毎年度、計画的に実施できるよう、実施頻度や個別事由を勘案して選定したサービス事業者等
 - (イ) 他市町村（保険者）、熊本県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）及び市民等からの情報提供により、一般指導が必要と認められるサービス事業者等
 - (ウ) その他特に一般指導が必要と認められるサービス事業者等
 - イ 合同指導 一般指導の対象としたサービス事業者等のうち合同指導が必要と認められるサービス事業者等
- (指導方法)

- 第8条 指導方法は、指導計画に基づき次のとおり実施するものとする。
- (1) 集団指導
 - ア 指導通知 市は、あらかじめ集団指導の対象事業、日時、場所、指導内容等を、様式第2

号により対象となる施設等に通知するものとする。

イ 指導方法 集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

(2) 運営指導

ア 指導通知 市は、次に掲げる事項を、様式第3号により対象となるサービス事業者等に通知する。

(ア) 根拠規定及び目的

(イ) 指導対象事業所

(ウ) 日時及び場所

(エ) 指導担当職員

(オ) 出席者

(カ) 準備すべき書類等

イ 指導方法 運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

(指導後の措置等)

第9条 指導担当職員は、運営指導終了後、サービス事業者等の代表者、管理者及び関係職員の出席を求め、指導結果の講評及び必要な指示を行うものとする。

2 運営指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整（以下「過誤調整」という。）を要すると認められた事項については、後日様式第4号及び様式第4号別紙1により改善指摘の通知を行うものとする。

3 過誤調整に伴って、介護給付等を受けた要介護者及び要支援者（以下「要介護者等」という。）の支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、要介護者等に返還するようサービス事業者等に対して指導するものとする。

4 第2項に規定する改善指摘事項については、様式第4号別紙2により改善報告書の提出を求めるほか、必要がある場合は、職員を派遣してその状況を確認する等の措置を行うものとする。

(監査への変更)

第10条 運営指導中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

(監査の目的)

第11条 監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求について、第15条に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的とする。

(監査体制)

第12条 市は、次条の規定に基づき選定したサービス事業者等を対象に監査を実施する。

2 監査は、原則として職員2人以上をもって行うものとし、うち1人以上は課長補佐級以上の職にあるものとする。

(監査対象の選定)

第13条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認の必要があると認めるサービス事業者等に対して行うものとする。

- (1) 県、他市町村、国保連及び市民等からの情報
- (2) 運営指導において確認した指定基準違反等
- (3) 介護サービスの情報の公表に関して、法第115条の35第4項に該当する報告の拒否等の情報
- (4) その他、特に指定基準違反等の確認の必要があると認められる情報

(監査方法)

第14条 監査は、次により行うものとする。

(1) 実施方法

サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくはサービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

(2) 県との連携

ア 指定権限が県にあるサービス事業者等について、法第76条、第90条、第100条、第114条の2及び第115条の7の規定に基づき実地検査等を行う場合は、事前に実施する旨の情報提供を県知事に行うものとする。

イ 市長は、指定基準違反と認めるときは、文書によって県知事に通知を行うものとする。ただし、県と同時に実地検査等を行っている場合には、この限りでない。

(監査後の措置等)

第15条 市長は、監査終了後、次に定める措置を行うものとする。ただし、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると求められた事項については、運営指導に準じて改善指摘の通知を行うものとする。

(1) 行政上の措置

ア 勧告

(ア) 監査の結果、指定基準違反等の事実が確認された場合は、法第78条の9、第83条の2、第115条の18及び第115条の28の規定に基づき、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により改善勧告を行うことができる。

(イ) 改善勧告については、当該サービス事業者等に対し、期限を付して改善報告書の提出を求めるほか、必要がある場合は、職員を派遣してその状況を確認する等の措置を行うものとする。

(ウ) 改善勧告を行った場合は、当該サービス事業者等の事業活動区域に所在する保険者等に情報の提供を行うものとする。

(エ) 勧告を受けたサービス事業者等が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 命令

(ア) サービス事業者等が、正当な理由がなくて改善勧告に係る措置をとらなかつた場合は、法第78条の9、第83条の2、第115条の18及び第115条の28の規定に基づき、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書によりその勧告に係る措置をとるよう改善命令を行うことができる。

(イ) 改善命令については、当該サービス事業等に対し、期限を付して改善報告書の提出を求めるほか、必要がある場合は、職員を派遣してその状況を確認する等の措置を行うものとする。

(ウ) 改善命令を行った場合は、その旨を公示するとともに当該サービス事業者等の事業活動区域に所在する保険者等に情報の提供を行うものとする。

(エ) 改善命令を行うに当たつては、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号に規定する弁明の機会を付与するものとする。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この規定は適用しない。

ウ 指定の取消し、指定の全部又はその一部の効力の停止（以下「指定の取消し等」という。）

(ア) 監査の結果、法第78条の10、第84条、第115条の19、及び第115条の29各号に該当する

指定基準違反等の事実が確認された場合には、当該サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (イ) 指定の取消し等を行った場合は、その旨を公示するとともに当該サービス事業者等の事業活動区域に所在する保険者等に情報の提供を行うものとする。
- (ウ) 指定の取消し等を行うに当たっては、行政手続法第13条第1項第1号に規定する聴聞を実施するものとする。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この規定は適用しない。
- (エ) 指定の取消し等を行うに当たっては、行政手続法第13条第1項第2号に規定する弁明の機会を付与するものとする。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この規定は適用しない。

(2) 経済上の措置

監査の結果、保険給付の全部又は一部について生じる経済上の措置については次のとおりとする。

- ア 改善勧告に至らない場合については、運営指導に準じて過誤調整とする。
- イ 勧告、命令、指定の取消し等を行った場合については、法第22条第3項の規定に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行う。また、命令、指定の取消し等を行った場合については、返還金に法第22条第3項の規定に基づく加算金を支払わせるものとする。
- ウ 過誤調整又は返還金の徴収に伴って、介護給付等を受けた要介護者等の支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、要介護者等に返還するようサービス事業者等に対して指導するものとする。

(国への報告)

第16条 市は、法第197条の2の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省に報告を行うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成30年7月27日告示第18号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月6日告示第4号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月8日告示第52号）

この告示は、公布の日から施行する。